

院外薬局からの疑義照会に関する取り決め（令和4年11月25日策定、令和6年1月23日改訂）

目的：患者の安全を確保した上で、問い合わせのとり決めを追加し、患者待ち時間の短縮および病院および院外薬局スタッフの業務負担軽減を図る。

※患者に説明し同意をとることを条件とする。（特に患者負担が増える場合はその旨も説明する）

※変更内容は必ず病院へ事後報告し、電子カルテの変更を行う。

次の場合は、院外薬局からの問い合わせを不要とする。

1. 薬剤の変更について

1-① 先発医薬品から別メーカーの先発医薬品への変更

例) アムロジン 2.5mg→ノルバスク 2.5mg

1-② 内服薬の異なる剤形への変更

錠剤、カプセル剤、散剤、液剤など全ての剤型変更を可能

例) セルベックスカプセル→セルベックス細粒

ただし、患者の嚥下状態が確認でき、患者の利便性が向上する場合に限る

1-③ 含量規格が異なる薬剤への変更

例) ブロプレス錠 4mg 2錠→ブロプレス錠 8mg 1錠

規格の違いにより効能効果、用法用量が異なるものは対象外

1-④ 湿布や軟膏の包装規格の変更

例) モーラスパップ 30mg (6枚入り)×7袋 → モーラスパップ 30mg (7枚入り)×6袋

例) デルモゾールG軟膏 5g 2本 → デルモゾールG軟膏 10g 1本

1-⑤ 湿布薬の剤形および規格の変更

例) モーラテープ→モーラスパップ

例) モーラステープL→モーラステープ

ただし、湿布薬以外の外用薬は対象外

2. 処方日数の変更について

2-① 残薬があり日数調整を行う場合

ただし、検査値への影響が考えられる場合は疑義照会を行う

ただし、アドヒアランスに問題がある場合はトレーシングレポートで報告する

2-② 週1回、隔日投与など処方日数の間違いが明確な場合

例) アレンドロン酸Na35mg 週1回 14日分（他定期処方14日分） → 2日分

2-③ 処方日数（内服）および処方数量（外用、注射）に不足があり追加が必要な場合

ただし、次回受診日が確認でき、中止・休薬などがないと確認できる場合に限る

2-④ 症状が改善し、処方が不要の場合

ただし、前回から臨時で開始となっており、今回は必要ないと判断できる場合に限る

2-⑤ リベルサス錠が奇数の処方日数の場合

偶数日数への変更

3. 調剤方法の変更について

3-⑥ 粉碎、簡易懸濁および一包化への変更

安定性のデータに留意し、粉碎、簡易懸濁および一包化を行う

粉碎・混合加算および一包可加算を算定する場合は患者の同意をとる

ただし、患者の嚥下状態が確認でき、患者の利便性が向上する場合に限る

4. 用法不備の追記・変更について

4-① 湿布薬の処方日数に不備がある場合

次回受診日を確認し処方日数を変更できる

4-② 外用薬の用法、投与部位が口頭で指示されている場合

4-③ 頓用指示が口頭で指示されている場合

4-④ 週1回製剤、週2回製剤の曜日変更

実生活における利便性を踏まえて変更する場合に限る